



安積の歴史シリーズI



第17回 近世 阿武隈川の渡船場とせんば

柳田 和久 (やなぎだ かずひさ)

郡山市文化財保護審議会
委員



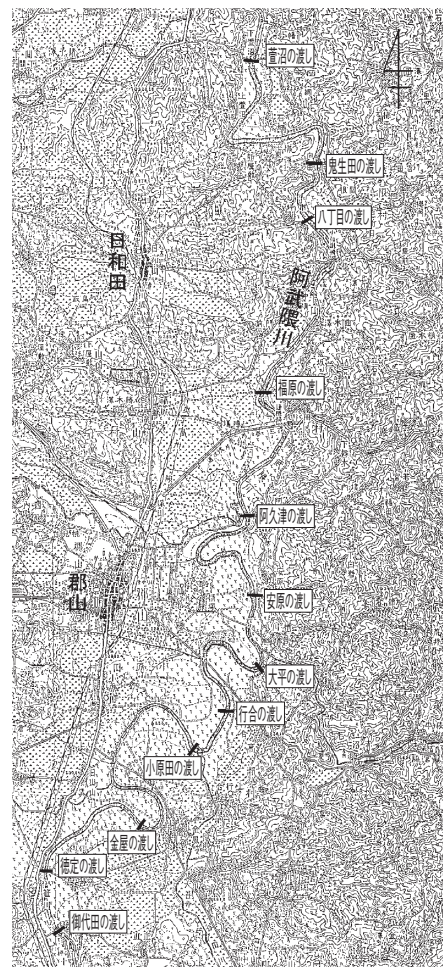
安積郡・田村郡の渡船場

江戸時代 大きな河川には橋がなく船を利用して
いた。渡船場、船場、渡し等と呼んでいる。

阿武隈川にも多くの渡船場が設けられていた。
阿武隈川は安積郡と田村郡の境を流れ、二本松藩
と守山藩・三春藩の領境でもあった。その郡境・
領境には第1図のように渡船場が設けられてい
る。⁽¹⁾ 御代田・徳定・金屋・下行合（行合の渡
し）・阿久津・福原（やきゅう 箭弓の渡し）・八丁目（市ノ
坪の渡し）・鬼生田・高倉（かやぬま 萱沼の渡し）の9ヶ
所である。元文5年（1740）に安原に渡船場が設
けられ、⁽²⁾ 明治7年（1874）には大平に⁽³⁾、同11年
には小原田に渡しが置かれた。⁽⁴⁾ 安原渡船場は安
原・蒲倉・荒井の3ヶ村が米や薪等を運ぶために
設けたもので、旅人を乗せることは禁止されてい
た。御代田・徳定・金屋・下行合・阿久津・安原
は守山藩領、福原・八丁目・高倉は二本松藩領、
鬼生田は三春藩領の渡船場である。

船賃

渡船場は、船賃・御救米・祝銭等で運営してい
た。渡船場では、船賃をめぐる度々争論が起き
ている。



第1図 渡船場の位置図
明治42年「大日本帝国陸地測量部」発行の地図を用いた

享保6年(1721)7月22日に、金屋渡船場の船頭五左衛門が守山陣屋に訴えられた。五左衛門は商人から高い船賃を取っており、そのため商人達は金屋渡船場を利用しなくなり、人足の駄賃稼ぎが減っていると訴えられたのである。守山藩では、村役人に命じて船賃を定めさせ、高札にして渡船場に掲げさせた。⁽⁵⁾ 船賃は、渴水の時乗船者1人につき3文、馬に積んだ荷物1駄につき7文、中水の時1人7文、1駄12文、大水の時1人12文、1駄25文とする。もし、この定めより1文でも多く取れば違法であるとの条文も添えられている。渴水とは水が膝まで、中水は腰まで、大水は胸までである。

寛保3年(1743)3年19日、守山町の善左衛門が守山陣屋に訴え出た。守山町では芝居興行が行われており、船頭が芝居の見物に訪れる者から、1人につき8銭から10銭の船賃を取っているため、芝居見物に来る者がいなくなったと訴えたのである。守山藩では芝居興行の期間は1人3文、馬1疋5文と定め、これに背いた船頭や村役人は処罰すると申し渡した。⁽⁶⁾

文政5年(1822)閏正月に阿久津渡船場の船賃をめぐる、郡山村と阿久津村が争論となった。郡山村では、船賃を平水の時1人8文・馬1疋12文、中水の時1人12文・馬1疋16文、大水の時1人24文・馬1疋32文とする案を示し、同年4月に和解した。⁽⁷⁾

ふなばわた ござ 船場渡り郷

渡船場には、近隣の村々十数ヶ村が船場渡り郷に指定されている。船場渡り郷とは、宿場の助郷すけごう村や関所の要害村ようがいむらと同じで、渡船場を支えている村々のことである。阿久津渡船場の船場渡り郷は、二本松藩領の郡山・久保田・横塚、守山藩領の南小泉・横川・下白岩・白岩・上舞木・下舞木・山田・根木屋・北小泉・荒井・蒲倉・安原、三春藩領の斎藤・沼沢の17ヶ村で、藩の領域を越えて定められている。⁽⁸⁾ 阿久津渡船場を利用する村々である。

船場渡り郷の村々は、渡船場へ毎年夏と秋に御

救米として麦と米を納め、他に船を新たに造った場合には新船作立祝銭、修理した時には船渡祝銭を納めている。

上行合村は、行合・金屋渡船場の船場渡り郷である。行合渡船場には毎年1軒ごとに玄米2升ずつ、大麦2升ずつ納め、7月10日と12月20日・25日、晦日には節季祝として、乗船者が1人10文から30文ずつの心持ちを納め、他に新たに船を造った時には新船作立祝銭として村より金1分を納めている。金屋渡船場には毎年1軒ごとに粳1升と大麦1升ずつ納め、新船作立祝銭として村より金2朱を納めている。⁽⁹⁾

手代木村は、行合・金屋・徳定渡船場の船場渡り郷である。行合渡船場に船越料として夏に麦2升ずつ、秋に米2升ずつ。金屋渡船場には夏に麦1升ずつ、秋に米1升ずつ納め、船を修理した場合には、船祝いとして両渡船場に村より金1分ずつ納めている。徳定渡船場には先年までは麦1升、粳1升を納めていたが、近年(嘉永3年 1850年頃)は年に1度も乗らないので麦5合、粳5合と半分減らした。⁽⁹⁾

大供村は、金屋・御代田・徳定渡船場の船場渡り郷である。金屋渡船場に粳1升・麦1升から粳5合・麦5合を納め、破損した場合や新たに船を造った場合は銭300文を納めている。近年は請求されるので金2朱ずつ納めている。御代田・徳定渡船場には麦5合ずつ、粳5合ずつ納めているが、修覆や造船の時には出していないとある。⁽⁹⁾

下白岩村は、阿久津渡船場の船場渡り郷であり、夏に麦1升ずつ、秋に米1升ずつ納め、新たに船を造った場合は村中より1人800文と、村より人足12人を出している。⁽⁹⁾

木村村は、阿久津・福原渡船場の船場渡り郷であり、阿久津渡船場に米1斗、福原渡船場に米・麦5升ずつ納めている。⁽⁹⁾

このように、船場渡り郷では御救米や祝銭を納めており、船場渡り郷の村人が船に乗る時は船賃を払わないで乗っているのである。

渡船場の役割

渡船場では渡船賃をめぐる争いのほかにも、諸々の事件が起きている。

享保12年（1727）11月28日に山中村^{さんちゅうむら}武兵衛が三春町より仕入れた木綿を盗まれる事件が起きた。そのため、守山陣屋では村々に触書を廻し、渡船場でよく吟味して、疑わしい者や乞食等は船に乗せないよう命じたのである。⁽¹⁰⁾

延享元年（1744）正月29日に、守山陣屋では徳定村の甚蔵を船に乗せないよう触れた。甚蔵は昨年の秋より度々金銭を持って郡山へ遊びに出かけていた。守山陣屋では甚蔵に100日の手錠を申し付けた。お寺より改心したとの申し出があったので許し、村役人にすれば不行跡も改まるだろうとして組頭を申し付けた。しかし、それでも郡山へ出かけるので甚蔵の船止を命じ、乗せた場合は船頭や村役人を処罰する、甚蔵は浅瀬を歩いて渡ることも考えられるので、見付けたら訴え出るように、御代田・徳定・金屋・下行合・安原・阿久津の村役人や船頭・村人に命じたのである。⁽¹¹⁾

宝暦3年（1753）4月28日、白岩村の甚衛門が妻子を連れて^{ゆくえ}行方不明となった。^{かけおち}欠落したのである。守山陣屋では、親類の者に甚衛門の搜索を命じた。まず渡船場を尋ねさせたが、いずれの渡船場でも乗せた様子はなかった。妻子を連れての欠落なので、さほど遠くには行くはずがないとして手分けして搜索させた。搜索は渡船場から始めているのである。⁽¹²⁾

安永6年（1777）7月17日、守山陣屋では領内31ヶ村に農業出精の触を出した。触は、昨今は気候も良く作物も相応の年であるが、村役人は心を付け、^{いざさか}聊の事でも配下の農民を厳しく指導すること。暮の品や小間物・呉服の売人等が領内へ入り込まないよう建札を立て、1人1人に厳しく申し渡すこと。田畑の作物を盗む者は捕えて差し出すこと。稲穂を持ち歩くことは自分の物でも禁止するなど、9ヶ条にわたって触れている。そのうちの1ヶ条に、^{よけい}往来の者で余計に船賃を出す者や、^{えたい}得体の知れない者、盗賊のように見える者はよく取り調べ、吟味して乗せるようにとある。⁽¹³⁾ 船頭

に得体の知れない者や盗賊のような者の調査を命じているのである。

守山藩は、天明3年（1783）の飢饉で大きな被害に見舞われた。藩では食料である穀物を領外に持ち出すことを禁止し、船頭に厳しく監視するよう命じた。同年9月晦日、上行合村の三左衛門が、郡山村の豆腐屋に大豆を売ろうと下行合の渡船場までやって来た。大豆を持っていたので船頭に船止され、戻ろうとしたところ足軽に捕えられた。翌日取調べをうけ、三左衛門は病気のため弟喜左衛門が手錠のうえ村預け、組頭・親類・五人組の者は罰金、庄屋は休役を命じられ、大豆6升は船止した船頭に与えられた。⁽¹⁴⁾

さらに、天明5年には御代田・徳定・金屋・下行合・安原・阿久津の渡船場に人足の増員を命じた。乗船する者の監視を強化したのである。⁽¹⁵⁾

このように、渡船場は関所と同じく警察的な役割を行っているのである。

註

- (1) 『積達大概録』（『二本松市史』6近世Ⅲ）、『相生集』（二本松市『翻刻相生集』上）、寛政2年『守山藩御用留帳』郡山市歴史資料館所蔵より作成
- (2) 寛政2年『守山藩御用留帳』
- (3) 『郡山市史』4
- (4) 明治14年「岩代国安積郡小原田村地誌」郡山市小原田 円寿寺所蔵
- (5) 享保6年『守山藩御用留帳』
- (6) 寛保3年『守山藩御用留帳』
- (7) 郡山市歴史資料館所蔵今泉家文書交通58・57
- (8) 寛政2年『守山藩御用留帳』、『郡山市史』8
- (9) 『郡山市史』8
- (10) 享保12年『守山藩御用留帳』
- (11) 延享元年『守山藩御用留帳』
- (12) 宝暦3年『守山藩御用留帳』
- (13) 安永6年『守山藩御用留帳』
- (14) 天明3年『守山藩御用留帳』
- (15) 天明5年『守山藩御用留帳』